

## 第 34 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2007 年 2 月 2 日（金）

場所 財務省 中 422 会議室

### NGO からの討議議題

1. バングラデシュ・フルバリ石炭事業について(ADB)
2. ラオス・ナムトゥン 2 ダムプロジェクト現地訪問報告・住民移転の現況について( IDA、IBRD、MIGA、ADB )
3. パキスタン・タウンサ堰改修事業における環境社会影響と世界銀行の対応について( WB )
4. サハリン II 石油天然ガス開発における環境社会配慮について( EBRD、JBIC )
5. 新 JBIC の移行プロセスと環境ガイドラインについて
6. JBIC 異議申し立てに関わる情報公開について( JBIC )

出席者：( 敬称略、順不同 )

#### 【財務省国際局】

開発政策課：坂本課長補佐、藤岡課長補佐

参事官室：渡部課長補佐、内田課長補佐、吉田（いずみ）係長

開発機関課：木村課長、栗原開発企画官、吉田（修）課長補佐、田染課長補佐、佐藤係長、竹下係長、関口係長、牧野係長

#### 【NGO】

清水、村上（以上、FoE - J）、松本、後藤、秋元、渡部（以上、メコン・ウォッチ）、田辺、藤沼、山崎（以上、JACSES）、井ノ口、永野（以上、全日本自治団体労働組合）、高橋良輔（国際協力 NGO センター）、高橋清貴（日本ボランティアセンター）、安達（横浜国立大学）

---

### 1. バングラデシュ・フルバリ石炭事業について(ADB)

藤沼：

バングラデシュの北西部に位置する Dinajpur 県の Phulbari にて、イギリス資本の会社であるアジア・エナジー社が計画中の「フルバリ石炭採掘事業」に対し、アジア開発銀行（ADB）が民間セクター借款と政治的リスク保証の合計 3 億米ドルの融資を検討している。このプロジェクトについて以下の点をお伺いしたい。

質問1について、第33回定期協議において、財務省から「フルバリ石炭採掘事業による移転者数は、ADBの見解では最終的に4万~4万5千人」との返答があった。しかし、ADB事務局からの返答では49,487人（添付書類1 P2）と明記されており、約5千~1万人増えている。何故このように移転者数が急激に増加しているのか？また今後も増える可能性はあるのか、お尋ねしたい。

質問2について2006年8月26日にこのプロジェクトに反対するデモ活動が行われ、現地の準軍事組織である Bangladesh Rifles がデモ参加者に発砲。5名が死亡し、少なくとも50名が負傷している。これに関し、第33回定期協議会において、財務省から「8月26日のデモは地元の間人間が中心になって引き起こされたのではなく、外部から来た活動家及び特定の団体によって引き起こされた事件であると認識している。そして彼らの過激な行動が地元の警察をパニックに陥れた結果こうした事件が起こったと認識している」とコメントがあった。しかし、JACSESが12月に現地訪問した際に複数の住民、地方議員、住民団体リーダー、ジャーナリスト、先住民のリーダー等に聞いたところ、このデモは住民主体で行ったデモであり、5名の死亡者はすべてフルバリの住民であったと指摘している。ADBの情報と、現地住民の情報は完全に食い違っているが、財務省はこの矛盾をどのように考えるか？

質問3についてADB事務局によれば、アジア・エナジー社は現地住民・現地自治体に対し情報提供を行っていると言われているが、現地自治体関係者や先住民はこれらの情報を受け取っていないと指摘している。また、添付書類1の中でADB担当者は”Asia Energy is ready to provide any relevant Project documents (latest version) to the local people and other stakeholders at any point of time. These documents have been available to all in the Phulbari Information Center.”と明記している。しかし、住民は、8月26日のデモ以降、アジア・エナジー社はフルバリから撤退しており、このInformation Centerは閉鎖されていると指摘している。実際にJACSESが2006年12月10日にアジア・エナジー社のフルバリ事務所と作業場を訪れた際も、Information Centerは存在しなかった。ADB事務局は、アジア・エナジー社が提供した虚偽の情報を鵜呑みにしていると推測できるが、財務省はこのような事態をどう考えるか？

質問4についてADB事務局からの返答には”In the case of the Phulbari Project, there are many people who are supportive of the Project and ready for the changes it will bring”と明記しており、住民の多くが賛成しているように書かれている。しかし、実際は8月26日~30日に行われたデモで2万人が参加しており、地方議員（Elected Commissioner）や先住民のリーダーを含む多くのフルバリの住民がプロジェクトに反対している。また、フルバリの町中ではアジア・エナジー社の事業に反対するスローガンが到る所で見受けられる。ADBの返答は現地の状況からは大きくかけ離れているが、ADBが「多くの

住民が賛成している」と返答する根拠は何か？また、財務省は ADB 同様「多くの住民が賛成している」と認識しているか？

MOF 田染：

まず質問の 1~3 番についてだが、ADB 側に連絡を取り、確認したことを基にお答えしたい。まず、ADB にプロジェクトの現状を確認したところ、アジア・エナジー社と政府の契約はいまだに有効である。ただし、2005 年 10 月に政府に提出した「開発計画およびフィージビリティ・スタディ」が政府の承認を得てプロジェクトは実施されることになっているが、まだ承認はされてない状況である。バングラデシュの政治的・社会的な情勢を見ると、なかなか見通しがたない状況で、ADB としては引き続き状況を見守っていくとのことである。移転者数の変化については、ADB によると昨年 10 月に提供した数字は採掘作業によって影響を受ける人数のみであり、1 月に提供した数字は、関連する交通インフラや港湾開発等の影響を考慮にいれたトータルの数字であるとのことである。なお、現時点ではこれ以上増えるとは考えていないとのことである。デモ活動については、ADB が把握している情報は政府の公式発表に基づくものである。一方で JACSES の調査結果とアジア・エナジー社の発表に明らかに乖離が見られる事については、ADB はどうして乖離が起こっているのか関心を持っており、今後出来れば JACSES の情報をもらって精査していきたいと考えている。可能であれば JACSES がどのような調査を行って、なぜこういうことが出てきたのか教えていただければありがたいと ADB 側は言っている。また、直接 ADB とアジア・エナジー社と一緒に JACSES と話をするのが可能であれば、色々な点についてより明らかに出来るのではないかと考えている。

フルバリ情報センターについては、2005 年 4 月にオープンし、2006 年 8 月の事件までは機能していたとのことである。ただ事件を受けてフルバリから職員をダッカに移動させて、現在はダッカの事務所で活動している。そのため、指摘の通りフルバリ情報センターはもう操業してない。ではなぜ 1 月の段階でなぜあのような回答になったのかという指摘だが、その点については ADB 側が誤って報告し、誤解を起こして申し訳ないと言っている。いずれにせよ、色々と言葉の齟齬があることは事実。バングラデシュの状況が実際どうなのか把握するのは難しいが、ADB としても NGO の方々を含む色々な関係者と連絡をとって、より正確な状況の把握に努めるべきかと思う。また、プロジェクトを実施するのかもしれないのかというのは、最終的には理事会の承認によるもので、今はまだ判断する段階ではないが、その前に ADB としてはこの案件が適切かどうか相当慎重に判断していく必要があると考える。

質問の 4 番目について。「住民の多くが賛成している」とするその根拠は何かということだが、それは 2006 年の 8 月の事件以前にアジア・エナジー社が実施した調査に基づく。実際 JACSES の調査結果と齟齬があるということについては、先の話に重なるが、出来ればアジ

ア・エナジー社を含めて話をし、確認したいと言っている。本件については、現状ではそこからいただいている情報及び ADB からの情報以外に有用な情報が無い状況であるが、引き続き我々としてどういう情報が得られるか、検討したいと思う。本件については色々指摘もあるので相当慎重に見ていく必要がある。一方でこれは個人の質問だが、実際に（現地で）見ていることを踏まえて伺いたい。案件を行うメリットがあるのかないのかは、最終的に色々総合してということになると思うが、フルバリの住民にとってこの案件は裨益が限定的であり、住民移転等の影響等に鑑みれば、実施するべきではないと考えるか、それとも何らかの中身の変更、あるいは何らかの手段が講じられれば、実施する意義のあるプロジェクトになると考えるかご意見を伺いたい。また、最も大きな問題は、住民移転の問題等、住民の不利益となるような問題があるが、それ以外にこの案件について問題と考えられることがあれば教えて頂きたい。

藤沼：

参考に、これはフルバリで収集した写真である。これは 8 月 26 日のデモの様子である。女性や子供なども多く参加している。ぱっと見ただけでも、活動家が集めて作ったデモではないというのが分かると思われる。こちらの写真のこの方は亡くなってしまった。この方はフルバリの地方議員の息子である。この方を含め、10 代の少年が 3 名亡くなったと聞いている。また、14 歳の少年も行方不明になっていて、病院で死亡を確認されたと聞いているとのことだが、警察が遺体を運んでしまい、それ以降行方不明である。地元フルバリの地方自治体で追跡調査を行おうと委員会を設定したが、担当者が全員別の部署に移されてしまって追跡調査が出来なくなってしまった。2 枚目はアジア・エナジー社の写真である。先ほどの指摘のように、すでにダツカに撤退していて事務所を他者に貸与(意味不明?)しようとしており、鍵が完全に使えないようになっている。こちらは事務所で警備をしている方の写真である。「今アジア・エナジー社がどこにいて、情報を得たい場合どこにコンタクトをとっていいのか」と聞いたが「分からない」と答えが返ってきた。これはアジア・エナジー社のワークショップの写真で、作業場も閉鎖されている状況が分かる。こちらはベンガル語のスローガンで全てアジア・エナジー社のプロジェクトに反対することの意思表示がされている。フルバリの街のいたるところにそれが書かれている。住民がこのプロジェクトに反対の意思を表明しているのが分かる。

私が現地に向かった時にバスを降りた時点で外国人がきたと分かって、「おまえは何しに来た、アジア・エナジー社の関係者なら出て行け」と言われるほどであり、住民の同社に対するの怒りを感じた。何故こういうことが起こったかと言うと、そもそもアジア・エナジー社は住民の話をあまり聞いてないのではないかと考えられる。住民は負の影響について情報提供を受けてないと言っている。プロジェクトが行われると聞いた時に、露天掘りが行われることは聞いたが、「露天掘り」がどういうものか分からなかった。そこで住民の人々が徐々

に勉強をしていって、これはまずいのではと分かり、反対活動を行ってきたが、アジア・エナジー社も政府も全然聞き入れない。どれだけ自分たち住民が意見を言っても聞き入れてくれない状況に対し、住民も怒っているとのことである。また、アジア・エナジー社は負の影響に関する情報提供を行っていないにも関わらず、情報を提供したという虚偽の申告をしている。さらに8月26日のデモで人権侵害も起こり、5名が亡くなり、50名から200名が負傷し、2万人もが参加したデモ活動に対しても、外部の人が行ったと言い、事実と相反することを言っていることに住民が怒りを感じているのではないかと考える。本プロジェクトによるベネフィットがあるのかという質問に対してであるが、住民の方々は基本的にアジア・エナジー社に対して完全にノーの感情を抱いている。ベネフィットがあるという話しを受けても、今までに虚偽の申告などを行っているのを知っており、信頼することが出来ない状況であるため、メリットがあるのでやろうと言われても難しいと思う。

田辺:

ADBのウェブサイトにも、ADBがこのプロジェクトを2月にミッションを行って10月に理事会で議論すると書いてある。順当に行くかは分からないが、10月に理事会をやることは決まっているようだ。しかし、このような状況把握が不十分なまま、理事会開催が決まっているのはおかしいのではないか。

藤沼:

田染さんが述べた、住民にメリットがあれば、住民の人たちと話し合いをしてこのプロジェクトを行いたいとのことだが、もしメリットがあればどのようなことがメリットであるのか伺いたい。

MOF 田染:

メリットということであれば、やはり基本的に経済的効果といったことが挙げられると思う。フルバリの住民だけではなくてバングラデシュ政府にとってのメリットということかもしれないが、こうした案件として計画されているということは、少なくともバングラデシュ政府にとっては、それなりのキープロジェクトであると思う。ただし、実際現地に行ってみてこのような問題が指摘されており、我々としてはこういうかたちで準備段階に指摘を頂けるのはありがたい。我々として、注意してみることができるし、理事会に上がる前に事務局とやり取りも出来る。今後もしも指摘頂きたい。

藤沼:

ADBが現地フルバリに行って事実関係を確認するという事はあるのか。

MOF 田染:

ADB として、当然、現地に行くことはあるだろう。しかし、実際これまでの頂いた情報などを見れば、アジア・エナジー社の情報やバングラデシュ政府からの情報に ADB 側は頼っている感じも見受けられる。

藤沼:

このプロジェクトに関しては、かなり多くの NGO が懸念を示している。情報が食い違っている。しかし、完全にアジア・エナジー社やバングラディッシュ政府の情報に頼るのは危ないと思われる。また、先住民の村を訪ねた際にコンサル会社が訪ねて来た話を聞いた。コンサル会社とアジア・エナジー社、バングラデシュ政府の方々が訪ねて来て、彼らが聞きたい情報だけ聞いて、無言の圧力があり住民たちの意見が聞けるような状態ではなかった。本当はこのプロジェクトには反対だが、意見を言えなかったとの事である。コンサル会社、ADB やアジア・エナジー社が住民の同意に関する調査をする場合、そのようなことがありうるのではと懸念している。そのようなことが起きないように配慮をした調査を是非行って欲しい。

## 2. ラオス・ナムトゥン 2 ダムプロジェクト現地訪問報告・住民移転の現況について( IDA、IBRD、MIGA、ADB )

松本:

ラオスのナムトゥン 2 については 97 年からこの会合で議論を重ねてきた。2005 年 3 月に世界銀行の融資が決まり、その直後に定期協議としては初めて個別案件に対して、財務省が世銀の理事会でどのような立場をとったか説明していただく為の特別セッションを開催した。当時の石井参事官から日本政府としての見解、どういう点を強く求めたかについてご説明いただいた。その見解の中で石井参事官が強調された点の一つに、予期しなかった事態に対して適切に対応することがあった。この点を世界銀行に対して求めたところ、それは世界銀行としてしっかりとやっていくことを確認したとのことである。これは議事録という形で記録にも残っている。

昨年末、ラオスを担当している東と私と、ここにいる後藤の三人でナムトゥン 2 ダム建設によって水没する地域や影響を受ける地域を訪問してきた。訪問のレポートを簡単な形ではあるが別添で送った。その中から二点緊急を要すると感じた問題点があるので、そちらの報告とそれに関する財務省の見解を伺いたい。

一つは、移転させられた人たちの生計回復支援についてである。私たちの訪れたノンブア村はパイロット村として作られており、いち早く移転を開始した村である。移転をして既に 3 年が経過した。この村の人々はもともと水田、焼畑を生業として生活していたが、移転後は

様々な野菜や果物などの商品作物を生産し生計を立てるといふ新しい生活をしていた。村人の話によると、既に技術支援を行っていた専門家が今は村から引き上げてしまい、肥料の支給も無くなった、あるいは量が減るなどの事態が起きているという。収入についても、二年前と比べると減っている。村人たちは今後どうなるのかと懸念を抱いている。今回の現地訪問の中で、ダムを作っているナムトゥン 2 電力会社 フランス電力公社が中心になっているが一の関係者にも会い、移転を担当しているラオス政府の県の担当者にも面会してきた。ラオス政府側は 3 年間の生計回復支援を予定していて、その後は 20 パーセント、30 パーセントと減らす計画であり、それが自立に向かうためには必要であるということであった。もちろん、農村開発における「自立」というのは重要な概念であるが、ダム建設で立ち退きになった住民が 3 年で生計を回復することが可能であるかどうかという点においては問題があると感じる。将来的な自立を助けるという観点は重要であるが、3 年後にまだ技術者が必要であり、肥料の支給が必要であり、また農産物のマーケットも確立されていないという状況にありながら、予定していたからといって支援を毎年打ち切っていくのはあまりにも杓子定規なのではないかを感じる。まさに石井参事官が当時おっしゃっていたように、現状に即して更に手厚く支援していくべきである。このことが、これだけ議論を呼んで支援を決めたナムトゥン 2 に対する世界銀行の責任であると感じる。以上から、一点目として 3 年間の支援期間の延長を世銀から NTPC(ナムトゥン 2 電力会社)などに強く求めていくべきなのではないかを感じる。

二点目はソップフェーン村に関してだが、実際は 2005～2006 年乾季に移転を完了させるはずだった。つまり一年ほど前には移転地の土地が整備され住民はそこで新しい生活が始められるはずだったのだ。今回訪問してわかったが、移転地の整備ができておらず、現在ソップフェーン村の住民は移転後野菜畑になる予定の土地に仮の住居を構えており、非常に密集した状態で生活をしている。またしっかりとした野菜畑を持っているという訳でもない。つまりダムの建設は順調に進んでいるので予定通りの立ち退きは求められたが、移転地の整備が予定通り進んでいない中で移転だけが強行されている。ラオスだけでなく途上国で行われているこういったプロジェクトによくあることだが、環境・社会配慮は遅れがちであるのに建設だけは予定通り或いは予定以上の速さで進むことがある。この場合もまさにこの状況であると言える。来年の乾季、2008 年の 3 月までに 17 村全ての移転が完了する予定である。これに関して私が危惧しているのは、ダムの建設が予定通り進んでいる以上、水没予定地域の住民は移転を行わなければならないにもかかわらず、移転予定地の整備は大幅に遅れていることである。更に生計回復も全く進んでいない状況である。こういった中で建設のみを推し進めていけば、今後移転する 17 村の住民が移転を行うにあたってソップフェーン村のような不安と不満をもち、不安定な生活を送ることを余儀なくされることが今の時点で予想される。従って、電気を買うタイ発電公社との議論も必要だと思うが、建設だけが予定通り進み、住民移転は遅れている状況は避けるべきであり、移転地の整備がしっかりと整うまでは移転

を求めてはならない。それによって建設が遅れるのであれば、それは仕方ないことであり、コストだと考えるべきである。このあたりについても責任ある態度を求めたいと思っている。

MOF 竹下：

ご指摘いただいた生計回復の問題、住民移転の問題は重要である。最初のノンブア村に関してだが、紹介があったようにこの村は移転のパイロット村で、生計回復プログラムの進捗状況において他の村に比べると差が見られるということであり、生計回復を含む支援は現在もまだ継続中であるとのことである。世界銀行によると、電力公社と政府とが結んでいるアグリーメントの中で住民の収入については移転後に二倍にするということを法的な義務として電力公社に課すという取り決めを行った。したがって生計回復支援のプログラムについて若干進捗に滞りがみられるかもしれないが、二倍を目指して引き続き進めているという状況である。世界銀行の調べた村においては、目標の二倍に達している村もあるとのことである。もう一方のソップフェーン村の移転問題についてだが、世銀の方としても現在の移転地の住居は確かに非常に密集していて、衛生状態や住環境が芳しくないという認識はしている。それについてラオスの政府と電力公社に確認を行ったところ、ラオス政府がヘルスチームを作ってモニタリングを行っており、ソップフェーン村の住環境に関しては、検討が行われている。一方で新たな移転を行うわけだが、現在造成が遅れていると言われているが、造成も急ピッチで進めている状況である。今回ご指摘を受けたことに関し世銀の事務局としては、皆さんが次回現地に行く機会があれば現地の電力公社と現地の世銀チームの間で協議の場を設けることは喜んでさせていただきたいと思っているとのことである。我々としては生計回復と住民移転の問題に関しては世銀の取り組みを中心に追っていききたい。また、予期しなかった事態に対する適切な対応に関する指摘についても改めて世銀と検討していききたいと思っている。

松本：

ノンブア村の生計回復の件に関して収入を二倍にするということだが、これは以前から聞いているが、村の人々はもともと収入は少なく、サブシステムエコノミー（自給的な経済）で生活してきた人々である。そういう村人から森林と水田を奪ったのであり、実際のところ収入が二倍になっただけでは十分ではない。収入が二倍になっても苦しい状態である。ノンブア村の場合、二年前では一世帯の収入が月に60万キップ（約7500円・2007年現在）であった。これは現地の基準では高い水準であると言える。しかし僅か三年間の生活再建の後の現在、収入が減ってきている。ノンブア村はパイロット村であるので、そこで起きたことが他の村で起こるということは十分に考えられる。したがって早急な対処が求められるのではないだろうか。この問題については現地でラオス政府に指摘したが、支援は2014年まで続き、段階的に減らすとのことであった。つまり支援が現在も続いている事は知っているが、段階的に減ることに対して現地の人々の不安が大きくなっている事を言っておきたい。つま



り、現在の支援では不十分であると感じている住民がいるということである。今回私が現地に行き感じたことは、現地の住民は皆とても言葉を選んで話をしていた。特に村長などはとても言葉を選んでいると感じた。ただ、村人に話を聞くと本音が出て「大変だ」とのことである。自分たちが育てた野菜は食べ慣れている物ではないので、どうやって食べたらよいかなどの講習などもある。そうして新しい野菜を食べるようになったことを NTPC は誇りに思っているが、そういう状態はあまり良い状態とは言えない。移転に関しても、私たちが訪れた 12 月の時点でソップフェーン村の造成予定地を見せてもらったが、まだまだ造成できるような状態ではないとの印象であった。病気の蔓延や火災の問題のみならず、食べ物の不安もあるのでやはり、早急に対応が必要であると同時に、こういう状態が他の村では絶対に起こらない体制を作らなければならない。また、もし起こってしまったら、プロジェクトを止める程の姿勢が必要である。そこは引き続き世界銀行に対して指摘してほしい。また次回、現地に行った際に世界銀行と NTPC との協議の場を設けたいと思うが、私としては、現地の住民が実際のところどう思っているのかが重要であると感じている。村人の声を重く受け止めたい。また、今回、まだ移転を行っていない移転予定地域の村も訪れたが、住民は皆不安でいっぱいであり、ノンブア村やソップフェーン村の状況も知っていて移転して人々がとても苦しい状況である事を知っている。しかし、移転した村の村長などに話を聞くと移転先での生活にとっても満足しているとの返答が返ってくる。こうした姿にはとても心が痛む。そういったことを踏まえて一步踏み込んだ対応をお願いしたい。

MOF 木村：

大変難しい問題であると感じている。特に生計回復支援に関しては、未来永劫続けることは不可能であるし、生活パターンが大きく変わってしまった為に不自由なことが増えてしまい、不安をあおっているという事実も認めなくてはならない。そういった現状を伝えていただくことは我々にとってもありがたいことであるし、世銀にも伝えていきたいと思っている。また移転地整備の件に関して、これはより実際的な話で、これについてもこういった現状があることを伝えていきたいと思っている。こうしたきめ細かい情報を伝えていただけるのは定期的に協議会を開かせていただいている意義であると感じる。

### 3. パキスタン・タウンサ堰改修事業における環境社会影響と世界銀行の対応について(WB)

田辺：

パキスタンのタウンサ堰改修事業については、以前にも本協議会で議論しており、その時は、住民移転計画がないまま住民移転が実施されたことに関して議論した。その後、それ以外の問題点が明らかになったため、今回はその中で重要なものに関してあげさせて頂く。

一点目として、タウンサ堰の下流では、堰改修以前から侵食が問題になっていたが、堰改修

用の囲い (coffer dam) を建設したことで、左岸へ向かう流量が増したのではないかと現地住民が指摘している。そこで、coffer dam の建設によって実際に流量が変化したのかどうか。また、その変化によって堰下流左岸の侵食が加速した可能性はあるのかについて事実関係を確認したい。さらに、上記の流域・流量変化により coffer dam 建設後に農地の侵食が加速しているのであれば、この期間に土地を失った住民に対しては補償をすべきだと思う。

二点目に、堰下流の右岸にある DG カーン運河は毎年一ヶ月程度停止されているが、去年は、2005 年 12 月から 2006 年 5 月までの約半年間、事前に住民に知らされることなく送水が停止された。これにより運河流域では、収入の減少、飲料水不足、作付けの遅れ、病気の蔓延が深刻化したと現地住民が指摘している。本事業によって生じた送水停止による被影響住民に対して、補償を支払うべきであると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

三点目として、2007 年 1 月 15 日に coffer dam が水圧で崩壊し、工作機械等 30 億ルピーの損害があったと報道があった。また、地元 NGO の情報によれば、この事故で 5 人の作業員が死亡したとのことである。報道によれば、実施主体であるプンジャブ州灌漑電力局と工事請負業者の DESCON との間で、責任の擦り付け合いが生じているとのことである。このような状況の中で、世界銀行は事故の原因をどのように究明すべきと考えているのかについて伺いたい。さらに、この事故により DG カーン運河とムザファルガー運河の送水停止期間が大幅に延長している。これに関しては、送水停止期間がいつ頃まで続くと予測しているのか。また、送水停止期間延期による運河流域への影響に対して、どのような救済措置を講じようとしているのかを伺いたい。

MOF 竹下：

まず、世銀は通常、事業管理として年に 2 回現地に行っているが、このプロジェクトに関しては昨年だけでも 3 月、4 月、9 月、11 月と 4 回行き、世銀もかなり頻繁に現地で確認を行っている。

一点目の侵食に関してだが、侵食自体があったことは世銀も認識している。調査を行ったところ、インダス川自体が流域を左右に変化させることは歴史的に見られる現象である。今回の coffer dam の建設が侵食と直接には関係がないという結果が出ている。また、侵食が改修工事以前から始まっていることを踏まえても、そのように判断できる。現在起きている侵食を食い止めるには左岸に堤防を作るしかないため、州当局が進めているが、用地の取得に時間がかかっており、堤防の建設には至っていない。結論として、侵食と coffer dam の工事は直接関係がないということで、世銀は今回の侵食に対する補償を考えていない。

二点目の送水の停止に関してだが、メディアを通じて事前通知は行われたらしいが情報は十

分住民に行き渡らず、且つ予定に比べ工期が長期化したことで、住民に相当な被害が出たと世銀は認識している。世銀と州当局が協議した結果、州の当局としては緩和措置をとっている。事業の対象地域である5つの地方自治体において、小規模農家に対して種子の提供や、管井戸の設置などの措置を行うとのことである。ちなみに、運河の改修工事に伴って起きる送水の停止によって生じた被害に対して補償することは、パキスタンの法律では定められていないが、世銀と州当局の協議の結果、道義的な観点からこのような措置を取っている。今年も送水を停止したらしいが、モスクで幅広く、十分住民への広報に気をつけて行っているとのことである。したがって、世銀は被害が起きたことは非常に重く受け止め、このような緩和措置を取っていることは、救済に取り組んでいると我々としても考えている。

三点目の coffer dam の決壊についてだが、事故発生後に世銀のワシントンから23・24日に現地へミッションを派遣しており、事故の状況について調査を行っている。報道では人的被害が出たとのことであったが、世銀の現地調査では物的な被害は出たが、人的被害はなかったとのことである。また、被害総額については確認段階であるが、現在世銀の確認しているところでは、報道とはかなり差があり、3500万ルピー（約6900万円・2007年現在）位ではないかという推測を立てている。現地で世銀のミッションが州当局の対応について検討したところ、州当局がプロジェクトの実施機関と独立した形でエンジニアを雇い、事故調査委員会を特別に発足し、事故の原因を調査しており、その調査は現在進行中である。今後の補償を含む対応についても、この調査の結果を待って行いたいと考えている。

送水停止の延期についてだが、1/16日に解除される予定であったDGカーン運河への飲料水の送水は確かに延期したが、1/28日には送水を再開したとのことである。この運河は灌漑農水も供給しているが、これについては現時点では2/17日に再開を予定している。この事故が起きたこと自体は事実であるので、事故の調査結果や対応について我々としても注目したいと考えている。

田辺：

緩和措置として種子の配布が行われているとのことであったが、いつの段階で行われたのかお聞きしたい。というのは、私は昨年9月に現地を訪問しており、DGカーン運河沿いのいくつかの村で住民とミーティングをしたところ、そういった救済策は全く行われていないとのことであったので、適切に配布されているのかという点をお聞きしたい。

また、調査委員会が設置されたとのことであるが、これはどのようなメンバー構成で、どのくらいの人数なのかを伺いたい。というのは、現地NGOに聞いたところ、プンジャブ州の灌漑電力局の方々がかなりこの調査委員会に入っているとのことなので、事実関係をお聞きしたいと思う。

MOF 竹下：

緩和措置についてだが、我々が受けている情報では、2006年11月に種子を提供したとのことである。また、緩和措置のプログラムは現在も継続しているとのことである。

事故調査委員会については、おっしゃるように灌漑電力局のエンジニアが入っているということは確かであるらしいが、構成員や人数については、まだ情報が入っていないので確認しておく。

#### 4. サハリン II 石油天然ガス開発における環境社会配慮について (EBRD、JBIC)

村上：欧州復興開発銀行(EBRD)は1月11日、サハリン II 石油天然ガス開発第二期工事への融資を今は検討しないことを発表した。事実上の融資撤回である。その理由として、事業者サハリンエナジー(SEIC)の株主構成の変更を挙げ、新たな株主構成となったSEICから融資要請があれば、再検討するとプレスリリースに記載している。

EBRDは過去5年に渡って融資検討を行い、2005年12月には同事業が環境面でパブリック・コメントを受けるレベルにまで達したと判断した。しかし、パブリック・コンサルテーション期間終了後の昨年4月以降もNGOや専門家等から同事業による環境・社会影響の報告は継続した。さらに同年夏以降、ロシア政府の調査によって、サハリン II の建設工事による深刻な環境影響が指摘された。EBRDと共通のコンサルタントを雇い、協調融資を検討していた国際協力銀行(JBIC)は、現段階においても同事業への融資判断を下していない。まず、EBRDの対応に関し、財務省に質問したい。

質問1として、ロシアの通信社RIA Novostiの1月17日付記事によると、EBRDの呼びかけでSEICの新株主とEBRDの間で会合が開催されたとあるがこれは事実か。また事実であった場合、会合の目的、内容、成果について、財務省の知る範囲でお伺いしたい。

質問2として、SEICの新株主から融資要請があった場合、新規案件として扱われるのかなど、いかなる手順で融資審査が行なわれるのかをお伺いしたい。

質問3として、ロシア政府が3ヶ月に渡って実施したサハリン II の環境影響調査結果について、EBRDはロシア天然資源省の作成した調査報告書を手入しているか、していなければ調査結果をどの程度把握しているか、またそれらをどのように評価しているのか、財務省の知る範囲でお伺いしたい。

質問4として、同行のプレスリリースを見る限り、同事業の環境・社会影響は、融資撤回の

理由ではない。しかし実際に、融資の判断がここまで延期されてきた理由は、環境・社会影響であり、それとは全く関係のない理由によって融資の判断が下されたということになる。長年にわたり、事業の環境社会配慮を審査してきた立場として、種々の環境対策の不備が生じた理由や今後の事業実施においていかなる環境配慮の措置を必要だと考えるかなど、EBRD が同行の環境政策に照らし合わせた具体的な評価、提言をすることが、今後の開発に意義があると考えるが、財務省の考えをお伺いしたい。

質問 5 として、1 月 12 日付け共同通信配信記事は、EBRD のルミエール総裁が訪英中の尾身幸次財務相に対し、融資撤回を表明したことを報じた。この中で財務相はルミエール総裁に対して、サハリンは日本にとって重要なエネルギー事業とした上で、「今後の対応について日本政府と連携してほしい」という考えを表明したと書かれている。この連携とは何を意味するのか、お伺いしたい。

質問 6 として、EBRD が 2004 年 3 月に公示した「サハリン油流出緊急時計画と越境通行プログラム」に関して、2005 年 10 月 14 日の定期協議会で質問した際、「実施に向けた検討を進めている状況」であり、財務省としても「日本のためになる」ことに拠出金が使われることは望ましいと考えているとのご回答をいただいた。このプロジェクトはサハリン II に限らず、地域全体の問題として検討されていると理解しているが、その後の進捗状況についてお伺いしたい。

MOF 吉田：

まず、EBRD と SEIC の新株主の間で会合があったかということの確認であるが、財務省はその会合自体行われたかどうかの把握はしていないが、EBRD とガスプロム、SEIC との間で随時電話による会議を行い、連絡していると聞いている。従って、この会合の内容や EBRD とガスプロム、あるいは SEIC との間で何が話し合われたかについて、財務省は把握していない。

質問 2 の新しい株主から融資要請があった場合、どのような手順で審査が行われるのかについてだが、EBRD としては今のところ、最大の株主が変更したという情報以外は持っていないため、現段階で EBRD 内部の融資審査手続きについて話すのは時期尚早と考えている。EBRD はこれまで約 4 年間に渡りこのプロジェクトの環境問題について調査をしてきた。その期間に得られた知識、データについては今後の如何なるプロジェクトについても関連することである。さらに、EBRD はウェブ上に河川横断関連の情報を掲載している等、現在行われている本プロジェクトに関する情報開示を行っている。

質問 3 のロシア政府の環境影響調査結果報告書を手入しているかどうかという質問について

だが、EBRD 事務局によるとロシア天然資源省が作成したとされる調査報告書を入手していないとのことである。今後 EBRD がこのプロジェクトの融資の検討を進めることになった場合には、当然このような調査報告書の内容についても参考にしていく。

質問 4 について、これまで環境社会影響評価や色々な評価を行っており、EBRD の影響政策に照らし合わせた具体的な評価、提言をした方がよいとのことであるが、EBRD は融資の審査を行う過程において事務局内で様々な審査の段階を経ていく。その中では、収益性の問題や環境の問題など、様々な理由により途中でプロジェクトの検討を中止し、理事会の審議に至らなかったものもある。これまでの例では、そういうプロジェクトについては理事会の審議にかかるまでは、理事会に対しての説明を行わないが、サハリン については例外的にインフォメーション・セッションという形で説明を行ってきた。ただ、これまで行ってきた環境評価を公開することについては、EBRD 事務局としては(サハリン は)理事会の審議に至っていないプロジェクトであるため、環境評価の情報を公表するつもりはないとのこと。

質問 5 の尾身財務大臣とルミエール総裁の会談についてであるが、EBRD が一旦融資を白紙に戻すという発表があったが、それと同様の内容の説明をルミエール総裁から受け、今後、日本政府と EBRD あるいは JBIC の間で緊密に相談するという合意があった。

村上：

それは何についての相談か？

MOF 吉田：

これは特に JBIC とのことになるが、JBIC は EBRD と同じくレンダー的な立場としてこれまでもプロジェクトに関わっており、今後も同じ立場としてさまざまな事について情報を交換し、相談していく。

MOF 木村：

例えば、そういう情報交換も必要であろうし、あるいはレンダーごとにそれぞれの制約があると思うが、そういう状況などについて、まずは同行が双方の誤解のないように緊密に情報交換していかなければならないと思う。その上で、ローンを行うことをどう思うか意見交換などを行うべきだろう。

MOF 吉田：

質問 6 の日本の拠出金で行うことを予定していた「サハリン油流出緊急時計画と越境通行プログラム」について、サハリン州政府から EBRD に支援の要請を行っていたが、その後サハリン州政府が EBRD への要請を取り下げたということである。したがって日本の拠出金から

の支援も無くなった。要請を取り下げたことによって、サハリン州政府が独自にこのプログラムを行ったのではという情報もあるが、いずれにせよ日本の拠出金も使われなくなり、EBRD 自身も関与しなくなったということで、残念ながら日本も EBRD もこれについての詳細は分からない。

村上：

続いて、JBIC の対応に関し、財務省に質問したい。

質問 1 として、現在の JBIC の融資審査状況並びに判断状況について、財務省が把握されていることをお伺いしたい。

質問 2 として、JBIC はこれまで、同事業の環境影響を受ける北海道の住民や専門家など、日本のステークホルダーとの協議を重ねて来た。こうしたステークホルダーに対して、融資判断にあたって状況を説明する責任があると考えますが、財務省のお考えをお聞きしたい。

質問 3 として、サハリンでの石油天然ガス開発に関して、日本政府は環境影響を受ける側として、ロシア政府に対して油流出や野生生物保護等に関する環境対策の強化を求めていく立場にあると考える。仮にサハリン II 第二期工事への融資が実施されない場合、これまで JBIC が窓口となって聴取、収集した関連情報はどのように扱われるのか、また今後の対応について、国民に示されるべきだと考えるが、財務省のお考えがあればお伺いしたい。

MOF 内田：

質問 1 の JBIC の融資審査状況に関して、サハリンエナジー社の過半のシェアを有するに至ったガスプロムは、本プロジェクトをどのようにファイナンスするかについての意向を未だ明らかにしていない状況にあると承知している。JBIC によれば、EBRD と同様、今後行われるガスプロムと既存 3 株主との協議に基づいて、本プロジェクトに関する新たな投資計画が策定されるのを見守る必要がある。まずは、その投資計画に基づいて、サハリンエナジー社が JBIC に対して再度、融資要請を行うかどうか確認する必要がある。改めて融資要請があった場合には、JBIC は他のレンダーやサハリンエナジー社と協議等を行い、検討するものと承知している。

質問 2 のステークホルダーとの協議について、ご指摘の通り JBIC はこれまでもレンダーとしての立場から、検討の参考とするため、札幌や東京で環境関連フォーラムを開催するなどして、北海道の住民や漁業関係者、専門家などのステークホルダーとミーティングを行ってきた。JBIC は今後とも、必要に応じてこうした日本のステークホルダーに対する説明を行うと承知している。いずれにしても、現時点においては 1 に述べた状況にあるので、サハリン

エナジー社の新たな投資計画を見極める必要がある。

質問 3 の JBIC が聴取、収集した情報についてであるが、財務省としては、本プロジェクトに JBIC が融資する場合には、JBIC の定める環境ガイドラインを遵守していることが重要だと考えており、その観点からプロジェクトの環境対策をみてきたところである。JBIC においてはこれまでも海上保安庁や環境省等と連携しながら十分に情報共有を行ってきたところであり、JBIC が聴取・収集した情報は、従来から関係省庁と共有しているものと理解している。仮に JBIC が本案件に対する融資を実施しない場合でも、これらの情報は関係機関によりしかるべく活用されるものとする。サハリンエナジー社から JBIC に対して融資要請があった場合、JBIC は融資審査の過程において、今後、聴取・収集する環境関連情報についても、当省を含む関係機関と連携を図りながら、適宜共有していくことになるものとする。

質問 3 の JBIC が聴取、収集した情報についてであるが、財務省としては、本プロジェクトに JBIC が融資する場合には、JBIC の定める環境ガイドラインを重視していくことが重要だと思っている。その観点からプロジェクトの環境対策を踏み切っていくことが大切。もちろんサハリン及び深刻な影響を受ける資本地域の環境対策も重要であると考えているため、日本が影響を受ける環境意識も常にしっかりと観察する事が重要である。JBIC においてはこれまでも海上保安庁や環境省等と連携しながら十分に情報共有を行ってきた。JBIC が聴取・収集した情報は、関係省庁を含め情報を共有してきている。仮に JBIC が本案件に対して融資しない場合でもこれらの情報は各機関にしっかりと記録されている。サハリンエナジー社から JBIC に対する融資要請があった場合には JBIC は出資審査の過程において今後、聴取・収集する情報も見ながら検討していく。

村上：

EBRD が融資検討を撤回したわけだが、その撤回理由は事業者の株主構成の変更とされ、これまで融資延期の理由になった環境社会影響に関しては、評価、提言等が何ら取りまとめが行われていない状況にある。財務省との定期協議会で、最初にこのプロジェクトの議題を上げたのは 2001 年 12 月である。その後、EBRD は「5 年間融資審査を続け、サハリンエナジー社と共に環境改善がなされるように共同作業をしてきた」とプレスリリースに書いている。これまで NGO が把握してきたものや今回のロシア政府の指摘にも見られるように、同事業の環境影響はほとんど改善されないまま今に至っている。そのために EBRD や JBIC、事業そのもののかかった時間やコストなど、非常に多くのものがあると考えている。なぜそのようなことが生じたかということ、早期に適切な環境社会配慮が実施されていなかったからである。同事業が日本にとっても資源確保という点で意義があるものでありながら、今では環境問題すら政治的に利用されているかのような状況にも陥り、非常に不透明で不安定なリスクを抱え



たプロジェクトになったと思っている。EBRD が理事会にあげていない案件であるため評価をする立場にないという答えであったが、このプロジェクトの 8 割が進んでしまった今も、まだ間に合う部分があるかもしれない。また、今後の案件において同様の事態を繰り返さないために、環境社会配慮面での適切な評価や提言など、客観的なものをまとめる必要があると考える。また、油流出対策のプログラムだが、このプログラムはサハリン海域のみならず、日本に流れてくる油流出も踏まえて検討すると非常に期待されていたプログラムである。それが、サハリン州政府の要請がなくなったことで検討されなくなり、日本の拠出金も使われず、EBRD も日本政府の関与もなくなった状況だという答えだった。しかし、サハリン州が考えている影響とはサハリン海域範囲であって、日本海域への影響の対策構築、検討はなされていないと考える。こういったプログラムがなくなったということで済ませるのではなく、日本政府からの積極的な働きかけがなされるべきだと考えるが、今は非常に受身に消極的な対応になっていると思う。今後ロシア政府の対応を含めてどうするのかも検討してもらいたいと考える。以上が EBRD に関する回答へのコメントである。

次に JBIC に関してだが、EBRD は、現在は融資検討を取りやめて評価をする立場にないと言っているのに対し、JBIC は、今現在は融資検討を続けている状況にある。あるべき姿は、ガイドラインに照らし合わせて評価、判断することであるが、JBIC は 8 割以上が過ぎたプロジェクトの融資検討を続けており、根本的な問題解決もなされない状況下で、まだ更に今後の動きを見て検討を続けている。情報提供する側として、この過程でも JBIC のプロジェクトの環境社会配慮に関する正確な判断が何らなされていないというのは、なす術がない状況であると考え。今現在 2 割近く残されている現場の改善、或いはこれまで既に行われたプロジェクトの原状回復などを含め、積極的に働きかけを行ってほしいが、やはりガイドラインに照らし合わせた、環境社会配慮に関する適切な判断を下してもらいたいと考える。

MOF 木村：

EBRD は 5 年間、環境社会配慮に関して主体的に行った事は認めていただけたと思う。実際、EBRD がポシブル・レンダーのメンバーだったからこそ出来た事もあると思う。昨年 9 月ロシアがあのような行動を取るまでは、EBRD の中で環境についての結論が何も下されていなかった訳ではないと考えられる。しかし少なくとも中止するという判断はしていない。融資をするか、しないかといった最終的な結論は理事会で検討されるものであり、できれば理事会に提案できるような準備を進めたいと事務局は考えていた。しかし去年 9 月にロシアのあのような行動があったため、環境に関しては突然プレーヤーとして舞台が変わってしまった。ロシアの環境当局が入ってきて自分たちが仕切るという話になった。EBRD から見るとそこで時間が止まってしまった。よって彼らが環境に関して認識していた状況は 9 月の時点から変わりようがない。少なくとも EBRD の判断として、去年 9 月の状況では環境配慮を理由に融資をしないという判断には至っていなかった。ある意味では、今回 1 月になって出てきた

環境配慮の問題を理由に融資撤回した訳ではないことを適切に表している。仮に、ここで環境を理由に中止すると言え、どうして去年の9月の時点で中止すると言わなかったのかという話になる。よって、「SEICの株主構成が大きく変わってしまった」ことが中止の理由となる。そもそもEBRDというのは国有化されている企業の民営化を支援する機関という大前提があるのに対し、逆方向に物事が動いてしまった。あるいは借り手の性格が大きく変わってしまい、信用力も一から審査しなくてはならない。そもそも借り手の構成が変わってしまったので、相手の要請自体が無効になった。このような大きな状況変化があったため融資に関して一旦白紙に戻さざるを得ない。それを述べただけである。環境についてロシア側の環境評価がどうなっているか必ずしも明らかにされていない状況の中で、9月の時点から環境についてEBRDの置かれている状況に変化がない。よって、この1年でその判断を下すべきではなかったのかという指摘については、結局このような回答になってしまうのではないかと思う。もし止めるなら去年の9月までに止めていないとおかしいという事になる。

村上：

ロシア政府が調査を始めた7月から4ヶ月強経ったわけだが、その間にロシア政府の調査のみならず、NGOも重ねて被害状況を報告していた。写真やデータという形で残っている。そういった現地の被害状況に対してEBRDは実際に2005年12月の時点でパブリック・コンサルテーション期間に入り、又昨年4月に行われたコンサルテーションでは、「環境がより改善され強化された」、「具体的な取り組みが行われている」といった発言もあったのだが、本当にそのような状況であったとの認識でよいか？

MOF 木村：

ある意味その認識を決定的に変えるような新しい材料を彼らは得られていないと考えられる。去年の夏以降中断していると考えてよい。しかし、その間にもNGOの方が現地に入って、川を越える辺りの工事の状況等を刻々と伝えていただいている。それは新たな状況として彼らにも蓄積されている。今は融資を頼まれていない状況になってしまっている訳であるが、他の条件も満たし、又環境についてどう評価するのかなどもう一度見直した上で、サハリン側が新たに頼んで来れば、最新の状況によって理事会に提案されることになる。そのようなプロセスになる。

村上：

今実際にEBRDが再検討する可能性はあるのか？

MOF 木村：

サハリン側がどのようにファイナンスをするかをまだ決めていない状況にあるが、再度の融資要請があれば、融資を再検討することは明らかにされている。そこから先どういった判

断をするかは最新の状況を踏まえてなされる。それは環境だけではなく、株主構成が変わったことに対してどうするか、あるいは思っていたよりも工事が随分進んでしまった、というような他の要素も併せて事務局で検討し、そしてそれを理事会に提案し、それをどのように判断するかになる。

清水：

1点確認したいが、今の話によると EBRD の方は融資の要請を白紙に戻したという話であるが、JBIC に関しても同じような状況と考えてよいのか？つまり、先の話でガスプロムがどのようにファイナンスを構築していくか分からないと述べていたが、これは JBIC も同様にそれを把握していないという理解でよいのか？

MOF 渡部：

その通りである。借り手の中身が変わってしまった。「サハリンエナジー」が「新サハリンエナジー」に変わったことは、JBIC にとっても同じであるからという意味で同様にそれを把握していない。

松本：

例えばベトナムにブオン・クォップというダムがある。それに対しベトナム電力公社が JBIC からの融資を求めないということになって、JBIC の「EIA（環境影響評価）の入手状況」リスト、つまり融資検討中プロジェクトのリストからベトナムのその案件は外されている。しかし、サハリンはまだリストから外されていない。つまりこれがサハリン案件への融資の審査をしているという証であるので、このリストから外れていないとおかしいことになる。そうするともう一度復活した時、EIA のレビューが行われるだろう事はわれわれからも分かる。入手した資料がまだここにあるということは、検討中というように考えられるがその辺りはどのようにお考えか？

MOF 渡部：

それは正式に「融資を求めない」というのが来たか来ないかという違いではないだろうか。サハリンエナジー社は特に JBIC に対して融資を求めないという事を言っていない。

清水：

サハリンエナジー社は EBRD に対しては言ってきたが、JBIC に対しては言っていないということか？

MOF 木村：

EBRD に対してはサハリンエナジーが検討を白紙に戻してくれと言ってきたというより、株主構成が変わってしまったことは周知の事実であり、相手が変わるといふ大きな条件変化に、EBRD 側として白紙に戻さざるを得ないという公示を出した。

清水：

もう1点、2つ目の質問に対してJBICが以前開催した環境フォーラムをもって、説明責任を果たしているという回答があった。私たちが当初は説明責任の場であるべきと考えていたが、実際の中身は私たちの方が懸念を挙げて、JBICはそれを聞き取り、サハリンエナジーに伝えるという場であった。JBICとしてその事実をどのように認識してどのように考え、融資判断に結び付けていくかという見解を聞ける場では全くなかった。その辺りはご理解いただきたい。

村上：

先ほど9月の時点から融資審査が止まっているという状況だと述べられたが、実際の所、サハリンエナジー社はロシアの天然資源監督局が中止命令を出したパイプラインの建設現場においても工事を継続しているという報告を受けている。現地のNGOによると、サハリンエナジー社は「法的拘束力のある命令ではないから」というようなことを言っているそうだ。一方でサハリンエナジー社は、メディア上ではロシア政府が言っていることを全て受け入れて、工事を中止していると発表している。これはこのプロジェクトのこれまでの事業者のあり方を非常によく表している。メディアには指摘された問題に対応していると述べ、実際に現場では改善されていない。9月以降、審査ができない状況であると言っているが、NGOやロシア政府が指摘した環境影響の中には、事業開始後にパイプラインが破裂するなどのリスクが生じかねない大きな問題も指摘されている。その中で、EBRD・JBICはどのような働きかけをしたのか？実際止まってしまった状況下でEBRD・JBICは本当になす術がなかったのか？

MOF 木村：

大きな状況としては、昨年9月にロシア当局が環境アセスメントに関しては自分たちで評価を下すと言っている。したがって舞台の主役は環境に関する限り、ロシア当局に移っている。その変化の中でEBRDにせよJBICにせよ完全にとは言わないまでも舞台から消え去ったと言える。そのような役割分担があったことはご理解いただきたい。その中でおっしゃる通り、ストップしているはずの工事が着々と進んでいる所もあった。しかし、それに対してEBRDあるいはJBICが持ちうるレバレッジは大幅に低下している。これはレンダーとして存在しうるかどうかもわからない。そういった大きな状況の変化の中でEBRD・JBICの持ちうるプロファイルが大幅に低下してしまった。これは客観的事実である。EBRDが問題に対してサハリンエナジーに何らかの対策を取らせる力は大幅に減少した。その状況は今も変わっていない。さらに言えば、サハリン のプロジェクトに関してはこれまで何のプロジェクトファイ

ナンスも受けずに工事が進んできているわけである。それがこの事業のユニークな部分であるが、資金繰りを自分たちだけで行っており、現実問題として EBRD・JBIC が何も関与しないまま現在に至っている。したがって、EBRD・JBIC にしてもレバレッジを利かすことが困難な事業であった。その中で精一杯、NGO の協力を得ながら、環境への配慮を働きかけてきた結果、現在かなり具体的な効果が出てきていると思う。

村上：

何をもって成果とされるのか。客観的な評価というのは必要だと思うが。

MOF 木村：

100 パーセント OK であると言うつもりは毛頭ない。それはこれまでの協議会でもそのように申し上げてきたと思う。現実問題としてプレーヤーがたくさんいる。当初はシェルと三井・三菱の 3 つの会社で構成されるサハリン だけであり、比較的組みやすい関係であったが、今回、ロシア側のマジョリティ - としてロシア政府やガスプロムがあり、マイノリティーホルダーとしてもシェルと三井・三菱がある。さらに、ポテンシャルメンバーとして EBRD・JBIC がいる、という非常にプレーヤーが複雑になっている。その中でポテンシャルメンバーである EBRD・JBIC のレバレッジを確保することがどんどん難しくなっているのは、否定しようのない事実だと言える。

村上：

環境社会配慮のガイドラインや政策が何のためにあるのかと言うと、どういった背景や状況があるにせよ、また色々ご尽力があったとしても、きちんと環境配慮がなされない事業に対して適切な是正がなされるためである。

松本：

JBIC の場合は、国際金融等業務において、環境社会配慮ガイドラインはリスク回避手段だと思っている。ビジネスの中でやる以上、早めにリスクを見極めて、やめるべきものは早く切る、それによってリスクを回避することである。今の話を聞いていると、もちろん援助の世界では時間をかけて相手のキャパシティビルディングであるとか、レバレッジを利かせながら事業を改善するという部分があるのは認めるが、もう一方で NGO から指摘があったものが適切に対応されない、さらにそれが政治的に利用されることが今回の事業の中に見られたと思う。ロシア政府が最後に言うだろうことは事前に指摘されていたわけであるから、NGO からの指摘にしっかり対応していれば政治的に使われなかつただろうにもかかわらず、問題を残しておいたが為にこのようなことになったのである。私が一番心配しているのは、ロシア政府が許可し、同じプラットフォームに上がってきて融資申請をしたときに、彼らからすればまた環境や社会面での事業の要所を掴んでおいて、政治利用できる状況を作っておこうとし

ているならば非常に暗く、今後何が起こるかわからない事業になってしまうと思う。最初から NGO が言っていたことに早め早めに対応していれば、商売につながるような利益が入っただろうし、もしできないなら切って他の事業を行うということになると思う。私が不安に感じているのは、このままだったら進み新しい資本構成になったサハリンエナジー社が融資を申請したときに、FOE なりサハリン環境ウォッチが言っていた問題点をしっかりクリアしなければ、またそこを突かれて面倒なリスクを背負わないとも限らないと思う。この辺りはどのようにお考えか？

MOF 木村：

もっともだと思う。ただやはり白か黒かの議論、0 パーセントか 100 パーセントかの議論ではなかったと思う。ここで先ほどからの議論でギャップが出来ているのではないかと考える。様々な諸状況の中で、EBRD としても JBIC としてもかなりの努力をしてサハリン に対し働きかけてきた。また、サハリン にしても事業コストを二倍にしてまでそれに対応してきた。したがって、何もなされなかったということではない。しかしながら 100 パーセントではなかった。100 パーセント環境に対する懸念がクリアされたとは、我々からも言えない。ただ、改善の努力はしてきた。

松本：

この辺りで引いておいた方が将来のリスクは少ないのではないかと思う。確かに 9 月の時点でなぜ判断しなかったのかプロセス上の問題はあがるが、新しい融資申請が来たからといって元のルールに戻すことにはならないのではないか。

MOF 木村：

毎回同じ事を聞いて申し訳ないが、恐らく EBRD もしくは JBIC の融資が仮に得られなくても、サハリン は完成してしまうだろう。どちらがいいと思うか？

村上：

サハリン島ではサハリン 以降、9 つまで石油ガスプロジェクトがある。今実際にサハリン ・ 等において、企業によって一部事業が進められている。あの地域のことを考えると、仮にこれだけの環境問題を引き起こした事業に公的な融資機関が融資するという判断をした場合、今後の開発事業に対してこのような環境・社会対策でも認められるというお墨付きを与えることになってしまう。サハリン島に限らず、他で行われる開発のことも考えても、環境社会配慮が適切に実施されなかったため、事業には融資が出来なかったという判断を下すべきだと考える。

松本：

私も同じ意見で、先に進んだ政策を持つ一団があり、それに比べ中国やロシアはそうではな

い。中国やロシアの政策を引き上げるにはこちらがスタンダードをきちんと守ることで「次はあなたたちの番だよ」と胸を張って言えると思う。そういった意味で短期的な弊害はあるだろうが、長い目で見ると中国やロシアを国際ルールに引き込むためには、ここは毅然とした立場でしっかり見るべきだと思う。

MOF 木村：

この問題に関わっている政策はエネルギー政策を含め多くあるが、環境に関する限りはこの部分に対し私たちはどのように考えるのか、埋もれていくのか、引き上げるのか。この問題に関しても0か100かの問題ではないと考える。例えば中国の環境対策にしても恐らく0か100かではないと思うから、そういった非常に難しい外交的な問題に直面していると思う。

村上：

最後に1つお願いがある。こういった事態になって EBRD やロシア政府、JBIC も含めて今後の情報交換等をしていく場があると思う。日本の漁業関係者にとって、事業が生産段階に入った後、最大の環境リスクはやはり油流出だ。その中で「サハリン油流出緊急時計画と越境通行プログラム」は、サハリン だけに限らず、今後同地域で開発が進行する中でなされなければならない対応の1つとして検討されていたと認識していた。そのプロジェクトは今なくなってしまう、サハリン州政府によって行われていて、日本政府としては進捗状況等を把握出来ない状況だとお答えいただいた。やはりこの点においてロシア政府との間で何らかの協議の場を持ち、一部には協定を結ぶべきだという意見もあるが、日本の海域を含めた対策構築を2国間レベルでも行っていただきたいと考えている。

MOF 吉田：

基本的に油流出の話はサハリン に限らない一般的な話でもあるので、中心になってやっているのは海上保安庁である。海上保安庁にそのような働きかけをお願いしたい。

村上：

機会があったら行いたいと思う。

## 5. JBIC 異議申し立てに関わる情報公開について (JBIC)

後藤：

JBIC の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申し立て手続き要綱」には、「全てのガイドライン不遵守の指摘に関し、我が国政府の手続きを経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、その他の業務については融資契約調印後、それぞれ貸し出しが終了するまでの期間に可能である」というよう

に期間が設けられている。したがって、事業が実施される国の住民の方々が異議申し立て制度を活用するためには、三つの日付が必要になってくる。一つ目は円借款案件への JBIC 内部の評価を示した日、二つ目は円借款以外の案件の融資契約調印日、三つ目は全ての案件の貸し出し終了日。少なくともこれらの日付については英語で公表されている必要がある。しかし、JBIC のホームページを見る限り、プレスリリースが出されている一部の事業を除いて公開されていない。これでは、異議申し立てをいつ行ったらよいか分かりにくい。

参考として、同様のメカニズムをもつ世界銀行・ADBでは、どちらも申し立てができる時点については規定していない。また、世銀は異議申し立てに関して、貸付が95パーセント以上終了した案件については申し立てを認めないとしている。しかし、貸付の進捗状況については各案件のウェブページに掲載されており、定期的に更新もされている。ADBについては、事業完了報告書(PCR)が出された案件に関しては申し立てを認めないということであるが、PCRは通常、事業が物理的に完了し操業開始してから12~24ヶ月後に出され、一般に公開される。PCRが出されない民間セクター案件については、事業が物理的に完了し操業開始してから2年以上たった案件に関しては申し立てを認めないなど、両方ともいつまでに申し立てができるかが大体わかる。

以上をふまえた上で、2点意見交換をしたい。JBICの異議申し立て制度は、JBICのマネジメントからは独立した専門家に調査・勧告をしてもらうという点で非常に意義ある制度であると思う。その優れた制度の実行性を確保するためには、申し立ての要件である申し立て期間を事業ごとに公表することが非常に重要であると考えている。

現状では、住民が申し立て期間を知りたい場合、毎日電話で確認する以外方法がない。我々日本に住むものであれば電話で確認することも可能であるが、現地の住民にとっては現実的には非常に難しい。JBICによれば、企業の不利益になるため、貸付終了時期の公開は出来ないということであるが、もし、貸し出し終了時期などを公開することが困難であるなら、別の方法で期日を定めることを検討できないか、またどういった方法があるのかという点も含めて、ご意見を伺いたい。

MOF 栗原：

なぜ公開できないかという点については、企業の投融資の場合には企業秘密に関わることとなり、どのくらい融資が進んでいるのかということに関しては、企業のビジネス上の秘密にも関わるということをご理解頂けると思う。なお、政府が相手となる円借款や輸出信用については、調印日をプレスリリースで出している。その他については、いつ契約が成されるかなどの進捗状況については公開できない。また、もう一点ご理解いただきたいのは、いつから問合せをすればよいかということについて、異議申し立てというのは独立した制度として



あるわけではなく、その前段階として、環境に影響を与えるカテゴリ-A というプロジェクトについては事前に被影響住民の方々にコンサルテーションを行い、そこで満足できない場合に異議申し立てが行われるのである。異議申し立て制度があるのは OECD 加盟国の中でも日本だけである。第三セクターが関与している事業に広げても、日本やカナダだけであり、非常に進んでいると言える。他の OECD 諸国は事前のコンサルテーションの中で問題があればそこで解決するにとどまっている。日本はそれに加え、万が一解決しなかった場合に備えている。今まで異議申し立ての制度が JBIC で使われた事はない。世界銀行の例にしても、何年に1件あるかないかという程度だと聞いている。異議申し立て制度のみに焦点を当てると契約日や貸付終了時期が公開されないことは確かに問題であるが、その前段階である、被影響住民に対してコンサルテーションで解決をすることが前提である。万が一コンサルテーションで問題が解決出来ない場合の救済処置として異議申し立て制度があるのもあるということを理解してほしい。

後藤：

コンサルテーションに不満がある住民が使いつらい制度になっているということを私は指摘している。コンサルテーションがあることは理解しているが、それに不満を抱えている人をたくさん知っている。その人たちが異議申し立てを使おうと思ったときに、今の制度設計であると難しいということを議題にあげさせていただいているので、制度があるかないかということは質問の答えにならないと思う。

MOF 栗原：

住民の方の意見をコンサルテーションの中で反映するというのが基本的な制度であると思う。

後藤：

そうではあるが、JBIC が十分であると考えていても、住民は十分であると思っていない事例というのはたくさんある。そういった人たちのために作られた異議申し立て制度が使いにくいということを指摘しているので、その前段階の説明を求めているのではなく、後半の部分で使えないのではないかという点について聞いている。

MOF 栗原：

住民の方々への配慮も必要であると感じるが、一方で、相手の側のビジネスということもあるので、ビジネスとのバランスの中でやっていくことになる。

後藤：

では、別の質問の仕方をさせて頂くと、なぜこのように定めているのが疑問である。「本

行が評価を示した日以降から融資契約調印日、及び貸し出しが終了するまでの期間」と定められているのにも関わらずこれらの日付を出していない。もしこれらの日付が出せないのであれば、違う定め方をするという事も考えられるのではないか。世銀や ADB のように、いつからできると決めなくてもよいし、他の提示方法をとるという可能性も考えられる。申し立て可能期間を明確に定めておきながら、この 3 つの日付を出さないというのは非常に無責任であると思う。もしこれらが本当に公表できないというならば、他の方法を提案していただきたい。

MOF 藤岡：

円借款であるとか、輸出信用機関などの案件に関してはプレスリリースによっても情報は出している。

後藤：

例えば、国際金融等業務でもプレスリリースで融資契約の日付が出されている事業もある。様々な例外があるとは思いますが、このガイドラインの要綱をどのようにして JBIC は確保していくつもりなのか。

MOF 藤岡：

これは、ご指摘のとおり、一つひとつお問い合わせを頂ければ回答できると考えている。

後藤：

海外に居住する人が、東京にある JBIC の本店に毎日のように電話をかけることは難しいと思う。

MOF 藤岡：

コンサルテーションをやっていれば、その中で事業者や JBIC の担当者等からそういったところからの情報は交換できると考えている。

後藤：

異議申し立て制度は、コンサルテーションが不十分であったからこそ、それを補うための制度である。恐らくこの異議申し立て制度で扱う内容というのは、コンサルテーションとは別の内容のものである。コンサルテーションについて答えいただいても、それは論点が異なっていると感じる。

MOF 栗原：

これはこの制度を作ったときにも議論になった部分である。JBIC も出来る限りのことをやる

うとして、しかし結局、企業秘密のことがあるため踏み切れなかった経緯がある。結果、重大な案件であれば異議申し立て以前であっても総裁の権限として異議申し立てが出来る事になっている。

後藤：

その場合は事業部に回されてしまう。事業部から独立した専門家が中立な立場で評価を行うという効果が薄れる。

松本：

プロジェクトへの融資が決まるかどうかの最後の段階で、被影響住民と事業者の間が決裂しているような案件が百に一つはある。それらは非常に深刻な案件である。例えば、中国西部貧困削減プロジェクトやナルマダダムがそうである。そういう状況において、融資が決まってから異議申し立てでは遅いだろうという議論をした。その際、最後に JBIC 側が出してきた妥協案が、例え融資決定前であっても総裁の権限で異議申し立てを受け付けることができるということであって、このこととは関係ないと私は思っている。

MOF 栗原：

もっと前の段階からということか。

松本：

国金の場合、融資契約調印の前から異議申し立てを受け付けることが総裁の判断でできるということだが、それはこれとは関係がないと思う。

MOF 栗原：

今おっしゃったのは、一般的にということであるのか。

松本：

特に重要なのは、融資調印日もさることながら、貸出終了日がわからないという点である。さらに言えば、貸し出し終了日の情報が無ければ、貸出終了日に値する日まで住民との協議を続けておいて、その次の日に止めることもできる。世銀のように貸し出しが何パーセント終わっているかなど進捗情報が分かっているならば、我々はそれを考慮した上で、いつインスペクションパネルにクレームするかという判断が可能になる。JBIC の場合は、貸し出しがどの程度進んでいるのかわからないので、ある日突然貸し出しが 100 パーセントに達し、終了してしまい、住民が要請しても、もう異議申し立てはできないということになってしまう。その点で、貸し出し終了日というのは非常に重要な点であると私は思っている。

MOF 栗原：

その際には、JBIC に貸し出しをしているかどうかを聞き、まだ貸し出しをしているということであれば、異議申し立てを行えるということであると思う。

松本：

しかし、何パーセント進んでいるのかがわからない。

MOF 栗原：

何パーセントということではなく、開発が始まっていれば異議申し立てできる期間と判断出来るのではないか。

後藤：

そうであるが、終わりそうな事業に対してはいつ終わるのかと毎日電話をかけ続けなくてはならないのが現状だ。

松本：

異議申し立てをするとなると、住民が異議を申し立てするかどうかという議論を始めて、コミュニティで議論をして、文書を作り、それを JBIC に提出するまでには時間がある。もし期限ぎりぎりであればこの過程を急がなくてはならない。余裕があれば、コミュニティでの議論を尽くして、原案を作れるわけである。世界銀行のインスペクションパネルの例をみると、申し立てにあたり大抵はそのようなプロセスを踏んでいる。つまり異議申し立ては電話してすぐ提出できるものではない。コミュニティ内での議論の時間を担保するためにも、貸出終了日の目途が立っていないと、準備ができないのである。

MOF 栗原：

実際にそのようなことで住民が困っている案件というのはあるのか。ガイドラインが出来てから 4 年過ぎたが、良い制度にも関わらず特に例がないと聞いた。実際に不都合があれば改善の必要があるが、私の理解では事前のコンサルテーションにおいて問題が解決され、異議申し立てに至る案件はなかったということである。

松本：

ガイドラインが出来たのは 2002 年 4 月であるが、完全適用になったのは 2003 年 10 月であり、それ以降に要請があった案件からガイドラインが有効になる。さらに、要請があってから審査を経て、実施に至るまでに 1 年半くらいかかる。サハリン 2 に関してはかなり長い期間掲載されたままの状態である。こうしたことを踏まえると、問題が無いわけではなく、ガイドラインを定めてから完全適用までが一年半空いていることで、未だ異議申し立てがない

ということになっている。ようやく、ガイドラインが全て適用される案件が実施に移され、問題が明確になっている案件は出てきている。したがって、現時点で異議申し立て期間についての問題に対応しておかないと、今後の対応が難しくなると感じる。時期尚早であった為、今までこのようなことをわかっていながら議論をして来なかったが、現実には相談が始まっているので、今このような形で質問している。

MOF 栗原 :

コンサルテーションと並行して融資を行っており、融資が終わった途端にコンサルテーションを打ち切ることの無いよう、コンサルテーションの内容を元に融資が終わる前に異議申し立てが出来るような運用をきちんとすべき。これは制度の問題なのか。

松本 :

運用を始めてからもう3年が経過したわけであるから、この辺りで実際に使えるような状況にしてほしいという声を重く考え、何らかの対応を検討してほしい。

MOF 栗原 :

おっしゃるように、制度は使えなくては意味が無い。ただ一般的に情報をオープンにするのは難しいということは理解して頂きたい。実際にいたずらに異議申し立てをして、本当にしたい案件ができないという状況を避けるように、運用をJBICと相談していきたい。

松本 :

どうして貸付執行状況を公開するとビジネス上の障害になるのかよく理解できていないので教えて頂きたい。

MOF 栗原 :

例えばあるプロジェクトを企業が行っていたとする。順調に行っていればよいが、もし遅れが出た場合、事業にトラブルがあると見られること等により、そのことが格付け等、企業自体の評価などに影響し、その事業だけではなく、企業の様々な部分に影響が出てくる。商業上問題が生じる可能性があるため、やはり一般にオープンにすることは難しい。

後藤 :

一般に公開することは難しいとしても、現状では、個別に問い合わせでも教えてくれない。公開が出来ないというのは理解できるが、例えば住民からの個別の問い合わせであっても答えることは難しいのか。

MOF 栗原 :

どこまでオープンにするかが問題である。お知りになりたい情報はいつまで異議申し立てできるかという部分であるので、そこをうまく伝えられる方法はないか検討してみたい。

田辺：

例えば、融資を契約したときに大体の貸付終了予定日が分かるはずなので、その予定日だけでも公開することは出来ないのか？いろいろな状況により遅れた場合、ライバル他社がそれを知って問題になるというならば、元々決まっている予定日を出しても問題にならないのではないか？

MOF 栗原：

予定日を出してしまうとそこを基準に遅れたという話になる。

松本：

貸付終了日以降に来たものに対しても事前に問い合わせがあったものならば、柔軟に対応して異議申し立てのラインにのせるというのも1つの方法だと思う。

後藤：

是非次回以降の協議会でもどのような方法があるか議論できればよいと思う。

松本：

異議申し立てがないといいながら困っているようなので、この制度を活用して事業の改善を考えなくてはいけないと思う。

## 6. 新JBICの移行プロセスと環境ガイドラインについて

清水：

JBICの新政策金融機関への統合と、環境ガイドラインの改定について質問したい。まず1つ目の質問である。過去2回ほどJBIC-NGO定期協議会を行ってきて、その中で円借款に関してはJBICから積極的に新JICAへの移行プロセスについて報告があり、その中でNGOはJBICと議論を行うことができた。しかし国際金融等業務に関してはこちらが質問をしない限りは説明がなかった。つまりNGOの知らない情報等をJBICから報告してもらえない。今後JBICは新機関移行プロセスの進捗状況、特に環境配慮状況についても報告するべきであると考えますが、財務省のお考えはいかがか。

次に2つ目の質問である。現在、新政策金融機関の設置法の法案を関係省庁で作成中であり、

この中で新政策金融機関への情報公開法の適用の有無も決定されると理解している。しかしながら、新政策金融機関は、原則として独立行政法人等情報公開法（情報公開法）の対象外である特殊会社となることが決定しており、新政策金融機関の同法への適用の有無が懸念される。NGOとしては、以下の理由から、新政府系金融機関を情報公開法の対象とすべきであると考え、財務省の考えを伺いたい。

独立行政法人法の対象となる場合は、1点目として設立法において理事長等の法人の業務執行に関わる最高責任者を大臣等が任命されているもの、2点目として法人に対し政府が出資できることとされているもの、である。前例では、特殊会社であっても例えば関西国際空港株式会社の建設事業は対象法人となっている。新政策金融機関の場合は、その株主を政府が全額保有することが「新政策金融機関の設立に関する法案（仮称）の骨子について」で決定されており、これは2点目の要件を満たしている。1点目の要件に関しては同骨子では定められていないものの、同骨子において、国は「予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等」に関与することになっており、また新政策金融機関、特に新JBICの業務内容は国の施策そのものであるため、政府の説明責任を有するものである。

これを踏まえた上で3つ目の質問である。JBICの「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下、環境ガイドライン）」には、環境ガイドラインの検討及び改訂について以下のように様々なステークホルダーの意見を聞きつつ「透明性を確保して」実施される旨、記されている。「本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。本ガイドラインは平成15年10月1日より施行し、本ガイドライン施行以前に実質的な融資要請に至ったプロジェクトについては、「国際金融業務における環境配慮のためのガイドライン」乃至「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」を適用する。」これは環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインより抜粋である。今年の10月で施行から4年が経つことになる。現在、JBICもしくは財務省では、「包括的な検討」及び改訂について議論されているのか。されているとすれば、どのような議論がされているのか。特に、新JBICについて伺いたい。

MOF 坂本：

1つ目と2つ目の質問にお答えしたい。例えばこの定期協議の場であれば事前に関心のあることが書かれた質問書がある。この質問書と同じように関心のある点、協議してほしい点について示すという方法もあるのではないかと。途上国政府に対するODAである円借款と、民間企業等へ資金を貸し出す国際金融等業務とでは、情報公開について若干の違いがある。しかし国際金融等業務についても一定の説明責任がある。答えを導くためには、なるべく具体的に問題意識を伝えられてはどうか。その上で答えられる事と答えられない事があると思う。

また、おっしゃられたパフォーマンスの差は ODA と国際金融等業務の差もあるかもしれないが、同時に、検討プロセスが違う。ODA の方は法案が成立しているが、国際金融等業務の方の法案はまだ各省会議も始まっていない。まだ言えない事が多い時期であると感じる。

2 つ目の質問に対してだが、行革事務局がこの問題を扱っているが、政府として決定している段階になく、確たることは申し上げられない。一般的に言って情報公開は大切な事であると思う。基本的に今回の政策金融改革の理念は今行われている業務のうち官民の役割分担の観点から民間に委ねるべきものは民間に委ねようというものである。市民社会との間で現在出来ているコミュニケーションを後退させるという事は少なくとも理念に入っていないのは明らかである。

MOF 栗原：

3 つ目の質問の件だが、現行のガイドラインは当然検討が行われることとなっているし、改訂を行うこととなっているので、基本的にその間の後退はなく、これまでを踏まえて改善すべき点も大きな変化はないかもしれないが、そういった方向で進めていく。その際には関係者のステークホルダー等の意見も聞きつつ進めていく。

清水：

まず 1 点目。JBIC-NGO 定期協議は 3 ヶ月に 1 回行われていて、1 回につき 3 時間、その半分は JBIC からの議題である。この JBIC からの議題は JBIC が決めるものであり、後半は NGO からの議題がある。今の定期協議では国際金融等業務から報告がなく、質問をすれば返っては来るが報道ベースの事しか返ってこない。いずれにしても JBIC 側から積極的に情報を公開してくれないという事は、こちらが報道等から何かを察知しない限り私たちが知らないところで何かをやっていたとしても、そのまま進んでしまう危険性があると思う。そういう意味で JBIC から積極的にプロセス等を公開していただきたい。

MOF 坂本：

政策金融改革について、経済財政諮問会議で交わされている議論は公開されているのでご存知だと思う。政策金融改革は、JBIC のイニシアチブというよりも諮問会議等の議論を経て政府のイニシアチブによりなされているものであり、今後についても、政府の法案が決まり、さらに具体的な枠組みが決まる中で、JBIC はこれを踏まえながら検討していくという立場にあり、このためご関心の内容によっては JBIC の情報発信には限界がある。例えば国際金融等業務が新機関に承継される際にどのような範囲に限定されるのかを議論しているのは私たちと行革事務局である。JBIC とも意見交換をしているが、この段階では JBIC から言えることには限りがある。法案ができ、組織がこれからできることになれば、タイミング、ご関心に応じてお話できることもあろう。



清水：

逆に JBIC の体制については、他の管轄省庁が定める部分ではないかと思う。それについても今後 JBIC と話し合っていきたい。

MOF 坂本：

関心のある分野について、このミッションはこの体制で引き続き行われるのか、引き続き担保されるのか心配だといった点について問題点を投げかけていただければ、JBIC は答えられることは答えると思う。円借款は国の一般会計が入っていることもあり、納税者に対する説明責任をより負っている。国際金融等部門は財投機関でもあり、企業に対して貸していることもあり、同じ政府系金融機関といっても少し違う。だからこそ、関心がある点を明示する形を取る事が大事。行動が出てくるまで察知できないのは問題だと言われるが、現状はウォッチする目線をシェアできていない状態。そちらから努力される部分がないとコミュニケーションの充実には難しいかもしれない。なお、逆に、関心のある事項に関して彼らと話しておかしいと思うことがあればこういう場で具体的に示して頂ければと思う。

清水：

ちなみに平成 20 年以降に関しては財務省の一般監督権は、引き続きあるのか？

MOF 坂本：

基本的には国際金融等業務に関する監督権は財務省が持つことになると思う。

清水：

3 点目に関してだが、ガイドラインについてはここに抜粋させてもらったようにガイドラインが施行されて 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果必要に応じて改訂を行うと書いてある。改訂を行う前にまず包括的な検討を行うとある。これに関して包括的な検討を行うに当たって透明性や公開性をきちんと確保して頂きたい。例えば現在の JBIC のガイドラインを策定する際にも、有識者や NGO、省庁等の関係者等色々な人が関わって研究会を作り、その中で一般からのコメントも受け付けながら提言を出して結果ガイドラインが生まれた。こういった結果としてできたものを、JBIC 単体で検討し、評価し、判断するというのは、経緯を考えるとおかしいのではないかと思う。JBIC のガイドラインができた研究会に準じた形の透明性、公開性をもった検討をして頂きたい。

MOF 栗原：

心配されなくても良いと思う。検討は平成 20 年 10 月になるが、当時とこれを作ったときと全く同じとは言わないが、同じかそれ以上の専門家、NGO の方々と当然相談し、透明性を確

保して行うものとする。

清水：

コメントを受け付けるというのは、分かっている。しかし例えば JBIC が何か提言をし、それに対し一般の方からコメントを募集するという意味での公開性なのか、さっき申し上げたような JBIC、有識者、NGO を含めた検討会を開き、レビューを行うという意味での公開性なのかは全く異なると思う。

MOF 栗原：

まだ具体化しておらず、現状において何ら言うこともできないのだが、改訂するとなると恐らくそういう方向になると考えられる。透明性を強調しているガイドラインだけに、そのプロセスが透明でないということは無いただろう。心配無いと考えてもらってよいと思う。

清水：

それならば良かった。その点 JBIC に確認しておいて頂きたい。

MOF 木村：

いつもありきたりのことを言って申し訳ないが、こういう機会をいただいて、非常に重要なことを聞けたと思っている。必ずしも我々の回答が 100 パーセント意に沿わなかったこともあつただろうが、精一杯誠意をもって答えさせて頂いた。ここで約束した対応は責任をもって対応したい。